

議 案

第 3 回 玉 名 市 議 会

(定 例 会)

令和 7 年 6 月 5 日提出

第3回玉名市議会（定例会）提出議題

議番号	件 名	提案者
36	専決処分事項の承認について 令和6年度玉名市一般会計補正予算（第9号）	専決第3号 市長
37	専決処分事項の承認について 玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について	専決第4号 市長
38	専決処分事項の承認について 玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について	専決第5号 市長
39	専決処分事項の承認について 玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	専決第6号 市長
40	令和7年度玉名市一般会計補正予算（第1号）	市長
41	令和7年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	市長
42	令和7年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	市長
43	令和7年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	市長
44	令和7年度玉名市水道事業会計補正予算（第1号）	市長
45	令和7年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	市長
46	令和7年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）	市長
47	玉名市長の給与の特例に関する条例の制定について	市長
48	玉名市教育長の給与の特例に関する条例の制定について	市長
49	玉名市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市長
50	玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市長
51	玉名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市長
52	玉名市立小中学校体育施設等使用料条例の一部を改正する条例の制定について	市長
53	工事請負契約の変更について	市長
54	財産の取得について	市長
55	財産の取得について	市長

5 6	財産の取得について		市 長
5 7	財産の取得について		市 長
5 8	副市長の選任について		市 長
5 9	人権擁護委員候補者の推薦について		市 長
6 0	固定資産評価員の選任について		市 長
報告 3	令和 6 年度玉名市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について		市 長
4	令和 6 年度玉名市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について		市 長
5	一般財団法人玉名市自治振興公社の経営状況を説明する書類について		市 長
6	有限会社横島町特産物振興協会の経営状況を説明する書類について		市 長
7	専決処分の報告について	専決第 7 号	市 長
8	専決処分の報告について	専決第 8 号	市 長
9	専決処分の報告について	専決第 9 号	市 長

議第 36 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和 7 年 6 月 5 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

専決第 3 号

専決処分書

令和 6 年度玉名市一般会計補正予算（第 9 号）を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

玉名市長 藏原 隆浩

議第 3 7 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和 7 年 6 月 5 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

専決第 4 号

専決処分書

玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市税条例の一部を改正する条例

玉名市税条例（平成１７年条例第５５号）の一部を次のように改正する。

第１８条中「玉名市公告式条例」を「公示事項（同条第２項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）第１条の８第１項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を玉名市公告式条例に、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第１８条の３中「地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第３４条の２中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第３６条の２第１項ただし書中「若しくは法第３１４条の２第４項」を「、法第３１４条の２第４項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第３６条の３の２第１項第３号及び第３６条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加え、同条第９項中「第２条第１５項」を「第２条第１６項」に改める。

第３６条の３の２第１項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第３６条の３の３第１項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第６３条の２第１項第１号中「同条第１５項」を「同条第１６項」に改める。

第８２条第１号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「０．０９リットル以下のもの」の次に「（ウに掲げるものを除く。）」を加え、同号エを同号オとし、同号ウ中「０．０９リットルを超えるもの」の次に「（ウに掲げるものを除く。）」を加え、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ ２輪のもので、総排気量が０．１２５リットル以下かつ最高出力が４．０
キロワット以下のもの 年額 ２，０００円

第８９条第２項第２号中「第２条第１５項」を「第２条第１６項」に改め、同項第５号中「定格出力」の次に「（第８２条第１号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第９０条第２項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「運転免許証」という。）の次に「又はこれらの者の特定免許情報（同法第９５条の２第２項に規

定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)」を加え、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第149条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第10条の2第23項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第24項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第25項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第26項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第10条の3中第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第10条の4を削る。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分

の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる

規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日

(2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定 令和8年4月1日

(3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の玉名市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の玉名市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、な

お従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第5条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、玉名市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 玉名市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議第 38 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和 7 年 6 月 5 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

専決第 5 号

専決処分書

玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例

玉名市都市計画税条例(平成17年条例第56号)の一部を次のように改正する。

附則第6項(見出しを含む。)中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第7項(見出しを含む。)中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第8項(見出しを含む。)中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第9項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第19項中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の玉名市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議第 39 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和 7 年 6 月 5 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

専決第 6 号

専決処分書

玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

玉名市国民健康保険税条例（平成18年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第25条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の玉名市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議第 4 7 号

玉名市長の給与の特例に関する条例の制定について

玉名市長の給与の特例に関する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 5 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市長の給与の特例に関する条例

令和 7 年 7 月 1 日から同月 3 1 日までの間、市長の給料月額については、玉名市長等の給与に関する条例（平成 1 7 年条例第 4 4 号）第 3 条の規定にかかわらず、同条例別表に定める額から、その額に 1 0 0 分の 1 0 を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、令和 7 年 7 月 3 1 日限り、その効力を失う。

提案理由 職員の不祥事に伴い、市長の給料月額を減額するため、条例を制定するものである。

議第48号

玉名市教育長の給与の特例に関する条例の制定について

玉名市教育長の給与の特例に関する条例を次のように制定する。

令和7年6月5日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市教育長の給与の特例に関する条例

令和7年7月1日から同月31日までの間、教育長の給料月額については、玉名市教育長の給与に関する条例（平成17年条例第46号）第2条第2項の規定にかかわらず、同項に定める額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、令和7年7月31日限り、その効力を失う。

提案理由 職員の不祥事に伴い、教育長の給料月額を減額するため、条例を制定するものである。

議第 4 9 号

玉名市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 5 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

玉名市個人番号の利用に関する条例（平成 2 7 年条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 項を加える。

2 この条例において「独自利用事務等に関する情報」とは、身体障害者手帳交付に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「障害者総合支援法」という。）による日常生活用具の給付等に関する情報、子ども医療費助成に関する情報、ひとり親家庭等医療費助成に関する情報、重度心身障害者医療費助成に関する情報及び生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報をいう。

3 この条例において「総合福祉関係情報」とは、子ども子育て支援関係情報、児童通所等給付費支給決定に関する情報、精神障害者保健福祉手帳交付に関する情報、老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）による福祉の措置及び費用の徴収に関する情報、特別児童扶養手当関係情報、特別障害者手当支給に関する情報、児童手当の支給に関する情報、補装具費支給認定に関する情報、自立支援医療費支給認定に関する情報並びに介護給付費支給決定に関する情報をいう。

別表第 1 中 4 の項を 7 の項とし、3 の項を 5 の項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

6 市長	玉名市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱（平成 2 8 年告示第 1 3 3 号）による小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
------	--

別表第 1 中 2 の項を 4 の項とし、1 の項を 3 の項とし、同表に 1 の項及び 2 の項として次の 2 項を加える。

1 市長	障害者総合支援法による身体障害者が所有する自動車の改造費助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	障害者総合支援法による日常生活用具の給付等に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2の1の項中「(身体障害者手帳交付に関する情報、子ども医療費助成に関する情報、ひとり親家庭等医療費助成に関する情報、重度心身障害者医療費助成に関する情報又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報をいう。以下同じ。)」を削り、同表3の項中「情報」の次に「(身体障害者手帳交付に関する情報を除く。)」を加え、同表7の項中「(昭和38年法律第133号)」を削り、同表19の項中「、子ども医療費助成に関する情報、ひとり親家庭等医療費助成に関する情報若しくは重度心身障害者医療費助成に関する情報」を「若しくは独自利用事務等に関する情報(生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報を除く。)」に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)」を「障害者総合支援法」に改め、同項を同表20の項とし、同表18の項中「、子ども医療費助成に関する情報、ひとり親家庭等医療費助成に関する情報若しくは生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報」を「若しくは独自利用事務等に関する情報(重度心身障害者医療費助成に関する情報を除く。)」に改め、同項を同表19の項とし、同表17の項中「、子ども医療費助成に関する情報、重度心身障害者医療費助成に関する情報若しくは生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報」を「若しくは独自利用事務等に関する情報(ひとり親家庭等医療費助成に関する情報を除く。)」に改め、同項を同表18の項とし、同表16の項中「(子ども子育て支援関係情報、児童通所等給付費支給決定に関する情報、身体障害者手帳交付に関する情報、精神障害者保健福祉手帳交付に関する情報、老人福祉法による福祉の措置若しくは費用の徴収に関する情報、特別児童扶養手当関係情報、特別障害者手当支給に関する情報、児童手当の支給に関する情報、補装具費支給認定に関する情報、自立支援医療費支給認定に関する情報又は介護給付費支給決定に関する情報をいう。以下同じ。)」を削り、「、ひとり親家庭等医療費助成に関する情報、重度心身障害者医療費助成に関する情報若しくは生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報」を「若しくは独自利用事務等に関する情報(子ども医療費助成に関する情報を除く。)」に改め、同表中同項を17の項とし、15の項の次に次の1項を加える。

16 市長	障害者総合支援法による日常生活用具の給付等に関する事務であって規則で定めるもの	総合福祉関係情報若しくは独自利用事務等に関する情報(障害者総合支援法による日常生
-------	---	--

		活用具の給付等に関する情報を除く。)又は医療保険給付関係情報、児童扶養手当関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報若しくは住民票関係情報であって規則で定めるもの
--	--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 個人番号を利用する事務を追加するため、条例の整備を図るものである。

議第50号

玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年6月5日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「支援」の次に「(次項において「保育内容支援」という。)」を加え、「行う」を「実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携及び協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第6条第3項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次に掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携及び協力を行うものをいう。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、条例の整備を図るものである。

議第51号

玉名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年6月5日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

玉名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年条例第43号)の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に、「同号」を「同項」に改める。

第42条第1項中「この項から第5項まで」を「この項から第7項まで」に改め、同項第1号中「支援」の次に「(次項において「保育内容支援」という。)」を加え、「行う」を「実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(同号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次に掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分

担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- (2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第5項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、条例の整備を図るものである。

議第 5 2 号

玉名市立小中学校体育施設等使用料条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市立小中学校体育施設等使用料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 5 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市立小中学校体育施設等使用料条例の一部を改正する条例

玉名市立小中学校体育施設等使用料条例（平成 1 7 年条例第 1 8 0 号）の一部を次のように改正する。

別表武道場の項中「及び有明中学校」を「、有明中学校及び岱明中学校」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

提案理由 玉名市立岱明中学校武道場の使用料に関し必要な事項を定めるため、条例の整備を図るものである。

議第 5 3 号

工事請負契約の変更について

令和 7 年 3 月 2 5 日議決の工事請負契約の締結についての一部を次のとおり変更するものとする。

令和 7 年 6 月 5 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

- | | |
|-------------|--|
| 1 工 事 名 | 横島漁港外 1 件しゅんせつ工事 |
| 2 契 約 金 額 | (変更前) 2 2 0, 0 0 0, 0 0 0 円
(変更後) 2 2 6, 0 1 1, 5 4 1 円 |
| 3 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 4 契約の相手方 | 玉名市横島町横島 3 8 3 4 番地 3
菊川建設株式会社
代表取締役 菊川 誠司 |

提案理由 しゅんせつ土砂の土量の増加等に伴い工事請負契約の契約金額を変更するため、議決事件の変更を行うものである。

議第 5 4 号

財産の取得について

本市は、次のとおり財産を取得する。

令和 7 年 6 月 5 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| 1 取 得 目 的 | 避難所での間仕切りに使用するため。 |
| 2 取得する財産 | パーテーション |
| 3 契 約 の 方 法 | 指名競争入札 |
| 4 取得予定価格 | 20, 130, 000円 |
| 5 契約の相手方 | 玉名市亀甲260番地3
チクラ商会
代表 永井 正和 |

提案理由 玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年条例第52号）第3条の規定による。

議第 5 5 号

財産の取得について

本市は、次のとおり財産を取得する。

令和 7 年 6 月 5 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 取 得 目 的 | 市職員用の機器に使用するため。 |
| 2 | 取得する財産 | パソコン等の機器類 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 指名競争入札 |
| 4 | 取得予定価格 | 1 0 2, 8 7 5, 9 6 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 玉名市高瀬 1 5 7 番地
合資会社小川文華堂
代表社員 上田 誠 |

提案理由 玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年条例第 5 2 号）第 3 条の規定による。

議第56号

財産の取得について

本市は、次のとおり財産を取得する。

令和7年6月5日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

- | | |
|-------------|--------------------------------------|
| 1 取 得 目 的 | 小中学校での児童、生徒及び教職員用の機器に使用するため。 |
| 2 取得する財産 | ディスプレイ等の機器類 |
| 3 契 約 の 方 法 | 指名競争入札 |
| 4 取得予定価格 | 105,218,080円 |
| 5 契約の相手方 | 玉名市中1813番地
合資会社岱陽堂
代表社員 倉野尾 秀一 |

提案理由 玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年条例第52号）第3条の規定による。

議第 57 号

財産の取得について

本市は、次のとおり財産を取得する。

令和 7 年 6 月 5 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

- | | |
|-------------|--|
| 1 取 得 目 的 | 小中学校での児童及び生徒用の機器に使用するため。 |
| 2 取得する財産 | タブレット等の機器類 |
| 3 契 約 の 方 法 | 随意契約 |
| 4 取得予定価格 | 307,455,720 円 |
| 5 契約の相手方 | 福岡市中央区大名二丁目 9 番 27 号
株式会社内田洋行 九州支店
支店長 坂口 秀雄 |

提案理由 玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年条例第 52 号）第 3 条の規定による。

議第 5 8 号

副市長の選任について

本市副市長に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
第 1 6 2 条の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 5 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

1

よしだ はやと
吉田 勇人

2 略 歴

学 歴

昭和 6 2 年 3 月

経 歴

平成 元年 4 月

平成 2 9 年 4 月

令和 2 年 4 月

令和 4 年 4 月

令和 7 年 3 月

提案理由 副市長を選任するときは、地方自治法第 1 6 2 条の規定により、議会の同意を得る必要があるため。

議第 59 号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 7 年 6 月 5 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

1

きたもと かつのり
北本 勝則

2 略 歴

学 歴

昭和 49 年 3 月

経 歴

昭和 50 年 5 月

平成 29 年 6 月

令和 5 年 6 月

提案理由 人権擁護委員北本節代氏が、本年 9 月 30 日に任期満了のため。

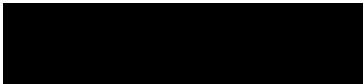
議第 6 0 号

固定資産評価員の選任について

本市固定資産評価員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 0 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 5 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩


いしぬき せいや
石貫 誠哉 

提案理由 固定資産評価員富安崇氏がその職を辞したので、後任者を選任するものである。

報告第3号

令和6年度玉名市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、繰越明許費に係る歳出予算を翌年度に繰り越したので、繰越計算書を調製し報告する。

令和7年6月5日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

令和6年度玉名市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰重点支援給付金事業(国補正1号分)	291,156,000	71,372,000		71,372,000				
4 衛生費	1 保健衛生費	省エネ家電買換え促進事業	22,690,000	22,625,740		15,091,000				7,534,740
6 農林水産業費	1 農業費	農業機械等整備事業	12,012,000	12,012,000		7,989,000				4,023,000
		果樹産地生産基盤強化推進事業	1,241,000	1,241,000				1,200,000		41,000
		農水産業燃油価格緊急補填事業(農業)	58,900,000	58,900,000		39,174,000				19,726,000
		畜産飼料・農業用被覆資材購入緊急支援事業	100,502,000	100,502,000		66,842,000				33,660,000
		土地改良事業	5,595,000	5,595,000				4,100,000		1,495,000
		土地改良施設適正化事業	38,822,000	38,822,000					17,910,000	20,912,000
		団体営農業農村整備事業(農業水路等長寿命化・防災減災型)	39,000,000	39,000,000			24,960,000	7,300,000		6,740,000
	3 水産業費	農水産業燃油価格緊急補填事業(水産業)	3,700,000	3,700,000		2,461,000				1,239,000
		横島漁港外1件しゅんせつ工事	227,000,000	227,000,000			113,000,000	101,700,000		12,300,000
7 商工費	1 商工費	プレミアム付デジタル商品券事業	69,219,000	69,219,000		46,036,000				23,183,000
		3D都市モデルを活用したeスポーツ事業	13,500,000	13,500,000		5,500,000				8,000,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路メンテナンスサイクル事業(舗装)	25,256,000	25,256,000		12,880,000		12,300,000		76,000
		橋りょうメンテナンスサイクル事業	8,000,000	7,559,000		4,240,000		2,900,000		419,000
	5 都市計画費	3D都市モデルを活用した広域防災マップ事業	10,000,000	10,000,000		5,000,000				5,000,000
		新玉名駅周辺整備事業	32,320,000	32,320,000				24,200,000		8,120,000
		まちなか賑わい再生事業	33,600,000	33,600,000		18,000,000				15,600,000
	6 住宅費	戸建木造住宅耐震対策支援事業	1,000,000	1,000,000		500,000				500,000
9 消防費	1 消防費	防災対策事業	41,070,000	41,070,000		20,530,000				20,540,000

10 教育費	1 教育総務費	小中学校照明LED化改修工事	51,299,000	51,299,000		14,716,000		36,500,000		83,000
		大浜小学校家庭科室改修工事	26,500,000	26,500,000		2,686,000		18,100,000		5,714,000
	6 保健体育費	武道館空調設置工事	27,631,000	27,630,900				27,600,000		30,900
合 計			1,140,013,000	919,723,640	0	333,017,000	137,960,000	235,900,000	17,910,000	194,936,640

報告第4号

令和6年度玉名市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、建設改良費の予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和7年6月5日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

令和6年度玉名市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳	不用額	翌年度繰越額に係る繰越しを要するたな卸資産の購入限度額	説明
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道事業	876,461,000	519,543,300	356,917,700	国庫補助金 160,345,000 公共下水道事業債 174,200,000 損益勘定留保資金 22,372,700	0	0	関係機関との協議に不測の日数を要したため。

報告第 5 号

一般財団法人玉名市自治振興公社の経営状況を説明する書類について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、一般財団法人玉名市自治振興公社の経営状況を説明する書類を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 5 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

報告第 6 号

有限会社横島町特産物振興協会の経営状況を説明する書類について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、有限会社横島町特産物振興協会の経営状況を説明する書類を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 5 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

報告第7号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年6月5日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

- 1 専 決 番 号 専決第7号（令和7年3月31日専決）
- 2 損害賠償の相手方 


- 3 損 害 賠 償 額 594,400円
- 4 和 解 事 項 当事者双方は、今後本件に関して裁判上又は裁判外において、一切の異議及び請求の申立てを行わない。
- 5 事 故 の 概 要 令和7年1月24日午後2時30分頃、県道熊本田原坂線（熊本市北区下碓川町1783番付近）において、市職員が運転する公用車が、氏が運転する乗用車に追突し、後方バンパー等を破損させたものである。

報告第 8 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 7 年 6 月 5 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

- 1 専 決 番 号 専決第 8 号（令和 7 年 4 月 28 日専決）
- 2 損害賠償の相手方 

- 3 損 害 賠 償 額 120,000 円
- 4 和 解 事 項 当事者双方は、今後本件に関して裁判上又は裁判外において、一切の異議及び請求の申立てを行わない。
- 5 事 故 の 概 要 令和 6 年 12 月 1 日午後 5 時頃、市道曲松立願寺橋線（玉名市岩崎 730 番 5 付近）において、氏が運転する乗用車が、破損していた歩車道境界ブロックに接触し、左後輪のタイヤ及びホイールが破損したものである。

報告第9号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年6月5日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

- 1 専 決 番 号 専決第9号（令和7年5月19日専決）
- 2 損害賠償の相手方
- 3 損 害 賠 償 額 59,057円
- 4 和 解 事 項 当事者双方は、今後本件に関して裁判上又は裁判外において、一切の異議及び請求の申立てを行わない。
- 5 事 故 の 概 要 令和7年1月24日午後2時頃、市道栗ノ尾石橋線（玉名市天水町部田見1214番83付近）において、市職員が運転する公用車が、氏が運転する軽自動車と衝突し、当該軽自動車を全損させたものである。

